

土浦市立東小学校（小中一貫校） いじめ防止対策基本方針

平成26年2月6日策定
令和7年3月 改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本知識

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」です。

（「いじめ防止対策推進法 第2条」）

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものです。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止対策基本方針」を策定した。

【いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。】

- ①いじめを生まない、許さない、見過ごさない環境づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を味わうことで自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをする 것과知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

（1）いじめを生まない、見過ごさない環境づくりに努める。

①人権コーナーを設置

廊下に人権コーナーを設置し、各クラスの人権目標を掲示する。いじめはダメなことであることを毎日の生活で目に付くところに掲示することで、いじめを生まない環境づくりに努める。

②「今日のきらきら」を発表

関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に伝えようとする心情を高めるために、学年の発達段階を踏まえて帰りの会の中に「今日のふり返り」等の時間を設定する。

（2）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・「分かる」「できる」楽しい授業づくりのための教材研究
- ・一人一人が生き生きと取り組める創造豊かな特別活動の実施
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

様々な場面でソーシャルスキルトレーニング等を行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③人とつながる喜びを味わう縦割り班活動や体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うこ

とでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

④人権教育・道徳教育の充実

人権教育や道徳教育を通して「お互いの人格の尊重」や「命の大切さ」について指導を実践する。

⑤SNSの使い方や情報モラル教育の充実

小学生での携帯電話所持率が高まっていることを鑑み、携帯電話の使い方や情報モラル教育を道徳の授業を中心として実施する。また、外部講師を招き、携帯電話の使い方講座等を実施する。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ②おかしいと感じた児童がいる場合には学年や生徒指導部会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④「学校生活に関するアンケート（記名式）」を毎月行うことで、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指すとともに、いじめの兆候に早く気づき、複数の教員で慎重に児童を観察する。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導する。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。安易に学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「子どもホットライン」「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- ③四中地区において四中地区生徒指導部会（年3回）で児童生徒に係る情報交換・共有・課題検討を行う。

4 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- (2) 被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- (3) これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などの重大事態には、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「校内いじめ防止対策委員会」

週1回職員終会において全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。いじめと判断される場合には必要に応じて、校内いじめ防止対策委員会で対応にあたる。メンバーは、管理職、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、豊かな心コーディネーター、特別支援コーディネーター、当該学年担任とする。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。メンバーは校内いじめ防止対策委員に加え、SC、SSW、学校運営協議会委員等とし、外部からの意見を取り入れながら事案を検討する。

(2) 小中一貫校の組織

四中地区青少年の心身の健全な育成を図るために、四中地区の各校や地域による総合的な健全育成を推進する。「四中地区生徒指導部会」を年3回開き、各校生徒指導の現状と課題について情報交換を行う。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめ問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。重大ないじめ問題と判断した場合は、緊急いじめ対策委員会を開催する。メンバーはいじめ防止対策委員に加え、青少年健全育成連絡協議会会長とする。また、状況に合わせ土浦市教育委員会と相談しメンバーを編成する。

